

## 随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区役所本庁舎レイアウト改修工事（建築・11階南側テラス植栽基盤撤去その他追加工事）
2 施 行 場 所	中央区築地一丁目1番1号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	11階南側テラス植栽基盤撤去 11階南側テラスアスファルト防水撤去
5 工 期	令和6年1月31日まで
6 契 約 金 額	8,074,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和5年10月2日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都中央区八丁堀二丁目8番5号 戸田・松井リフォーム建設共同企業体 戸田建設株式会社 代表取締役社長 大谷 清介
9 随意契約締結の理由	<p>現在、中央区役所本庁舎レイアウト改修工事（建築・発電機諸室改修追加工事）を戸田・松井リフォーム建設共同企業体にて施工中である。</p> <p>本工事にて客土撤去作業を始めたところ、土中に庭石、瓦等の埋設物及びアスファルト防水層が確認され撤去する必要性が生じた。</p> <p>今回の工事は本工事と同一の工種、職種であることから、追加工事とすることにより、下請業者を含めて同一会社によって作業を行うことが可能となる。また、一元的な施工管理により、車両及び資機材の搬出入動線の重複、工事業者同士の交錯の回避が可能となる。このため、施工上同一現場での作業、工程調整を効率的に進めるためには、現在、本體工事を施工中の上記業者が施工することがもっとも有効であり、交通誘導員、事務所、共通仮設を本體工事と共用することでの仮設費の削減も見込める。さらに、経費についても概ね41%の削減を図ることができる。</p> <p>以上のことから現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進められる同者と随意契約を締結する。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号